

持続的な成長に向けて取り組む、創意工夫を凝らした販路開拓や業務効率化の取り組みにかかる費用の一部を補助します。

大分市内の小規模事業者のみなさまへ

2023年度前期

販路開拓等の取組に
上限 **30万円** を
サポート!!

補助率
2/3



申請にはエントリーシートを提出してください

申請時の混雑を防ぎ、公平を期すための事前申込です。

エントリー期間

2023年 **4月10日(月)~4月24日(月)**

エントリー数が予定数を上回った場合は、抽選となります。
予定数に達しない場合は、先着順にて受け付けます。

〈提出方法〉

市のホームページのオンライン申請システムを利用するか、直接持参または郵送(当日消印有効)にて商工労政課までご提出ください。



オンライン申請
(エントリー)は
こちらから



市役所からのご連絡は、原則メールにてご案内いたします。

募集期間

前期・後期の2期募集をします。

【前期】

10月末までに事業着手をする事業者が対象

〈申請受付〉 **5月29日(月)~7月28日(金)**

【後期】

〈エントリー期間〉 2023年9月上旬を予定

対象となる事業例①

- テイクアウト等への対応
- ネット販売システムの導入
- 販促用チラシの作成・送付 など



対象となる事業例②

- POSレジソフトウェアの導入による売上管理業務の効率化
- インボイス方式への対応ソフト等 など



※昨年度、本補助金の交付を受けた方は、今年度は申請できません。

小規模事業者 大分市  で検索



詳しくはこちらへ

お問い合わせ・提出先 大分市役所 本庁舎9階 商工労政課 TEL 097-537-7294

補助対象者

大分市内に事業所を1年以上有する小規模事業者
(個人事業主を含む)

- 卸売業、小売業、サービス業
…常時使用する従業員の数/5人以下
- 宿泊業、娯楽業、製造業、その他
…常時使用する従業員の数/20人以下

※昨年度、本補助金の交付を受けた方は、今年度は申請できません。

事業目的

小規模事業者が行う、創意工夫を凝らした販路開拓や業務効率化の取組を支援することで、企業の競争力の強化を図る。

補助対象となる事業例

【販路開拓の取組】

- テイクアウト等への対応
- ネット販売システムの導入
- 新たな販促用チラシの作成・送付 など

【業務効率化の取組】

- 労務管理システムの導入による人事、給与管理業務の効率化
- POSレジソフトウェアの導入による売上管理業務の効率化
- インボイス方式への対応ソフト等 など

補助対象経費

機械装置等購入費、広報費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家に係る謝金、委託・外注費

補助率

補助対象経費の2/3、
上限30万円

補助回数

同一年度において1事業者1回

募集期間

エントリー期間 2023年 4月10日(月)
～ 4月24日(月)

申請受付 2023年 5月29日(月)
～ 7月28日(金)

(年度末までに実績報告書の提出が必要です)

ご確認ください!!

年度末までに…

- ・終了する取組ですか?
- ・実績報告も提出可能ですか?



エントリーから交付までの流れ

※必要書類は「2023年度大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金の手引き」にてご確認ください。

事業者

【エントリーシートの提出】

4月10日(月)～4月24日(月)

【エントリー番号通知】

【抽選】

(予定数を上回った場合)

- ・申請の順位を決定します。

全てのエントリーに順位を振りますが、申請できる数には限りがあります。詳細は市のホームページにてご案内します。

※抽選結果により補助金の交付が決定するわけではありません。

【申請順位および申請の日程の発表】

- ・市ホームページにて結果を公表します。
- ・市ホームページでは、申請者名ではなく、エントリー番号で公表します。

※抽選とならなかった場合は、エントリー番号順に申請期間を割り振ってご連絡します。

事業者

【補助金交付申請書等の提出】

※原則として事業主本人

【書類審査】

交付決定

選考委員会は申請の翌月中に開催

(審査時期は早まる場合もあります。)

事業者

交付決定後に補助事業を実施

事業者

【実績報告書等の提出】

終了後30日以内に提出 (ただし、年度末まで)

【書類審査】

交付額の確定

事業者

【補助金交付請求書の提出】

【補助金交付】

翌年度、事業状況についてのアンケートにご協力いただきます。

「対象機器を取り扱う業者が、自己負担なく機器を購入できる」といった内容で営業を行っている」との情報が寄せられています。補助金の交付対象経費に関して、自己負担を軽減もしくはゼロとすることは補助金の水増し請求であり、不正受給となりますのでご注意ください!